

条例、諸外国における接着剤使用施設の取扱い

	根拠法令	裾切り指標	裾切り数値	既設施設に対する 猶予期間	対象施設
埼玉県	埼玉県生活環境保全 条例	炭化水素類等 1日使用量 (1事業所合計)	500kg	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5年 (1事業所合計の炭化水素類の使用量が1日1000kg未滿、1事業所合計の揮発性物質の使用量が1ヶ月10000kg未滿若しくは専らプラスチックを用いるラミネート製品の製造している工場・事業場) ・ 3年(上記以外の施設) 	使用施設 (接着の用に供する施設(接着又は乾燥を行う施設をいう))
		炭化水素類等に含まれる揮発性物質の 1ヶ月使用量 (1事業所合計)	5000kg		
千葉県	千葉県炭化水素対策 指導要綱	炭化水素発生の1 ヶ月合計量 (1事業所合計)	500kg (既設は1000kg)	5年	使用施設 (接着等炭化水素を使用する施設(乾燥に係る施設及び作業工程を含む))
大阪府	大阪府生活環境の保 全等に関する条例	排風機的能力	10m ³ /分	6ヶ月	物の製造に係る接着の用に供する乾燥施設
米国	大気清浄法	なし		なし	タイヤ製造施設
		設計生産量	45t/年		感圧テープ製造
EU	特定の活動及び設備に おける有機溶剤の使用 によるVOC放出の抑制 のための理事会指令	年間溶剤使用量	5t/年	8年	接着剤を使用する産業、木・プラスチックのラミネーション
			25t/年		木材への含浸

